



真空式設備 で収集するもの

24時間いつでも投入できます！

※このシステムは、ダストシュートから投入されたごみ
(主に台所から出るごみ)を専用車両で収集しています。
ダストシュートに投入可能なごみの大きさは、**直径30cm以内**です。

主なごみ

真空式設備で収集するものは、台所ごみのほか、投入口に入る大きさで概ね次の品目のごみです。
投入口より大きなものは入れないでください。



- 台所ごみ・生ごみ
- 使い古した雑巾
- 掃除機の紙パック



- 油や食べ物の残りがすや汚れなどが付着した紙
- 防水加工された紙製容器

出し方と注意

- **水分をよくきって**投入してください。
- 45ℓ以上のごみ袋は、ダストシュートに入りません。小分けにして投入してください。
- マッチ・花火・ライターなどは**使いきり**、火の気のあるものは**完全に消してから**お出してください。
- 食用油などは、**紙や布にしみこませ、小分けにするか、凝固剤で固める**などして、ポリ袋に入れて投入してください。
- 粘着性のある接着剤などは、使いきってから、袋などに入れて投入してください。
- 紙おむつなどは、**汚物を取り除き、ポリ袋などに包んで**お出してください。



次のものは
ダストシュートに
投入しないでください



- 分別対象品目(資源ごみ、プラスチック資源、古紙・衣類)
 - 座布団・クッション・ぬいぐるみなど伸縮性が強く、投入口でつまるもの
- ※これらのものを投入すると真空式設備の運転に支障をきたすため絶対におやめください。



雑ごみとして収集するもの

収集日(週1回)の午前収集地域は8時30分までに午後収集地域は12時30分までにお出してください。

雑ごみとは？ 30cm角以内の大きさ、あるいは棒状で1m以内の長さで、ダストシュートに投入できないもの。

主なごみ(100%プラスチック素材の製品は除く)

電気器具類

- 電気ポット
- コーヒーメーカー
- 電気コンロ
- 電気アンカ
- アイロン
- ジューサーミキサー

食器類

- 茶碗
- お皿
- コップ・グラス

スポーツ用品

- グローブ
- ボール類

日用品

- 弁当箱
- 水筒
- おもちゃ
- 傘
- 靴・長靴
- ハンガー

- 植木鉢(土類のないもの)
- 大工道具(カンナ・金づちなど)
- 園芸用品(ホースなど)

出し方と注意

包丁など鋭利なものは、厚紙などに包んで「**キケン**」と表示してお出ください。

台所ごみなどダストシュートに投入できるものは、雑ごみに出さないでください。

お願い

最大の辺、または径が**30cmを超えるもの、あるいは棒状で1mを超えるものは、雑ごみでは収集できません。**
粗大ごみでお出ください。

粗大ごみの出し方は、3ページをご覧ください。

※分別収集対象品目が混ざっている場合や、中身の見えるごみ袋以外で排出された場合は、啓発シールを貼り残置します。

家電リサイクル法対象品目

エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機



ご家庭で不要となったエアコン・テレビ・冷蔵庫及び冷凍庫・洗濯機及び衣類乾燥機の家電リサイクル法対象品目は、買い替える場合や過去に購入した販売店等がわかる場合について、当該販売店等に引き取る義務がありますので引き取りを依頼してください。**大阪市では、引き取りや収集・運搬を行っておりません。**
買い替え以外で、過去に購入した販売店等が不明な場合の処分方法は、次のとおりです。

処分する対象品目の確認

メーカーや規格(大きさ等)を確認しておく。

郵便局でリサイクル料金を支払う

郵便局に備え付けの「家電リサイクル券」に必要事項を記入し、リサイクル料金を振り込む。(別途、振込手数料が必要です)

自分で運搬できる

指定引取場所(※)へ

処分する対象品目とあらかじめリサイクル料金を支払った「家電リサイクル券」と併せて指定引取場所へ搬入してください。

自分で運搬できない

許可業者(※)へ

大阪市一般廃棄物(ごみ)収集運搬業許可を有している「許可業者」へ運搬を依頼してください。
運搬料金を許可業者に支払い、処分する対象品目とあらかじめリサイクル料金を支払った「家電リサイクル券」を許可業者に引き渡してください。

■主なメーカーのリサイクル料金の目安(令和6年12月1日現在)

エアコン	テレビ		冷蔵庫・冷凍庫		洗濯機・衣類乾燥機
	15型以下	16型以上	170ℓ以下	171ℓ以上	
990円	1,870円	2,970円	3,740円	4,730円	2,530円

■リサイクル料金のお問い合わせ先
家電リサイクル券センター

0120-319640
FAX 03-3903-7551

(※)指定引取場所、許可業者については、大阪市ホームページ「家電リサイクル法対象品目の出し方」をご覧ください。



大阪市HP